

習志野市教育委員会会議録
(平成28年第1回定例会)

- 1 期 日 平成28年1月27日(水)
サンロード6階大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後4時40分
- 2 出席委員
- | | | | |
|--|-------|-----|-----|
| | 委 員 長 | 原 田 | 孝 |
| | 委 員 | 梓 澤 | キヨ子 |
| | 委 員 | 貞 廣 | 齋 子 |
| | 委 員 | 古 本 | 敬 明 |
| | 委 員 | 植 松 | 榮 人 |
- 3 出席職員
- | | | |
|---------------|-----|-----|
| 学校教育部長 | 市 瀬 | 秀 光 |
| 生涯学習部長 | 広 瀬 | 宏 幸 |
| 学校教育部参事 | 田久保 | 正 彦 |
| 学校教育部参事 | 早 瀬 | 登美雄 |
| 学校教育部・生涯学習部参事 | 吉 川 | 清 志 |
| 学校教育部次長 | 小 熊 | 隆 |
| 生涯学習部次長 | 井 澤 | 修 美 |
| 学校教育部副参事 | 竹 田 | 佳 司 |
| 教育総務課長 | 小野寺 | 良 夫 |
| 学校教育課長 | 天 田 | 正 弘 |
| 指導課長 | 上 原 | 宏 |
| 給食センター所長 | 星 | 昌 幸 |
| 習志野高校事務長 | 長 沼 | 仁 |
| 総合教育センター所長 | 西 谷 | 秀 樹 |
| 社会教育課長 | 佐々木 | 博 文 |
| 生涯スポーツ課長 | 片 岡 | 利 江 |
| 青少年課長 | 佐久間 | 心 之 |
| 青少年センター所長 | 高 梨 | 秀 胤 |
| 菊田公民館長 | 関 | 文 雄 |
| 大久保図書館長 | 岡 野 | 重 吾 |
| 学校教育部主幹 | 三 角 | 寿 人 |
| 学校教育部主幹 | 妹 川 | 智 子 |
| 学校教育部主幹 | 田 中 | 憲一郎 |
| 学校教育部主幹 | 大河内 | 俊 彦 |
| 学校教育部主幹 | 小 澤 | 由 香 |
| 学校教育部主幹 | 小 平 | 修 |
| 学校教育部主幹 | 安 達 | 幸 希 |
| 生涯学習部主幹 | 中 村 | 裕 美 |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

(1) 臨時代理の報告について

(習志野市教育委員会5級の指導主事の任免について)

(2) 平成27年習志野市議会第4回定例会一般質問等について

第3 議決事項

議案第1号 平成27年度教育費予算案(3月補正)について

議案第2号 習志野市育英資金給与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 専決処分した事件の承認を求めることについて

(損害賠償の額の決定及び和解について)

議案第6号 習志野市大久保地区公共施設再生基本計画策定にかかる意見聴取について

議案第7号 習志野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第4 協議事項

協議第1号 習志野市公共施設等総合管理計画(パブリックコメント案)について

協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について

5 会議内容

原田委員長が

平成28年習志野市教育委員会第1回定例会の開会を宣言

原田委員長が

「議案第6号 習志野市大久保地区公共施設再生基本計画策定にかかる意見聴取について」、「議案第7号 習志野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び「協議第1号 習志野市公共施設等総合管理計画(パブリックコメント案)について」を議事に追加することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(1)並びに議案第1号及び第3号ないし第5号及び第7号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

原田委員長が

非公開部分の会議録について、議案第1号及び第3号ないし第5号及び第7号は、議案が市長から市議会へ提案された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり

決定された。

原田委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

平成27年第12回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(2) 平成27年習志野市議会第4回定例会一般質問等について (教育総務課)

小野寺教育総務課長

一般質問は、平成27年12月2日から9日にかけて行われたもので、教育委員会に関するものとして、一般質問が11名の議員から17件あったものである。また、教育委員会に関わる議案として、「習志野市いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会及びいじめ問題再調査委員会設置条例の制定について」を提案し、審議をいただいた。このほか、教育委員会に関わる請願・陳情として、2件の陳情、1件の請願があった。

続いて、本定例会での教育委員会における一般質問全体を概観すると、第3回定例会と同様、複数の議員より大久保地区公共施設再生計画について、放課後児童会に関し、特に支援員の待遇改善について、学校教育施設の環境改善に関し、特にトイレ改修についてなどの一般質問があった。このほか、学校教育分野では、特別支援教育に関して学級開設の取り組み状況、いじめ防止基本方針に関する事など、生涯学習分野では、市民参加型マラソン大会などについて一般質問がなされたものである。

本日は、通告番号1番の宮内議員及び通告番号12番の入沢議員から質問のあった、公共施設再生計画について、いずれも大久保地区公共施設再生事業関連であることから、1回目の答弁は市長より行ったものではあるが、その内容を説明するとともに、関連して教育委員会に対し再質問のあった内容等について社会教育課から報告する、と概要を説明

佐々木社会教育課長

最初に、宮内議員からの質問について説明する。公共施設再生計画について、大久保地区公共施設再生事業に係る事業者の募集要項の方針と決定までのスケジュールについて質問があり、市長からは、事業者は来年度に決定する予定で進めており、現在そのための準備を行っていること、具体的には建物を新築或いはリノベーションのどちらにするか等の方向性を含めた募集要項を決定すべく作業を進めているところであり、今後は平成28年夏頃までに事業者の募集を開始し、事業者の選定を行い、平成29年3月までに契約を締結することを想定していると答弁した。宮内議員からは教育委員会に対して、平成27年6月議会において、大久保地区公共施設再生事業については、教育委員会からも意見を申し入れるべきと質問したところ、意見を取りまとめ市長事務局と協議していくとの答弁であったと思うが、その後どうなったのか、また内容はどのようなものか、との再質問があった。これに対して、生涯学習部長から、5月に生涯学習部内に検討委員会を設置し、ハード面、ソフト面について検討し、7月に公民館運営審議会、社会教育委員会議での意見聴取を経て、8月に教育委員会会議において報告をし、9月に資産管理室へ協議を申し

入れたこと、また、協議内容については、機能に関する方向性として、開館日拡大の検討・出張講座の検討、施設整備に関する方向性として、共用スペースへの学習室の設置要望・防音仕様の部屋の整備要望などであり、今後も資産管理室との連携を密にし、より良い施設の構築に向けて協議をしていくと答弁した。

次に、入沢議員からは、ゆうゆう館の存続について及び屋敷公民館の存続についての2つの質問があった。ゆうゆう館の存続については、市長から、ゆうゆう館は大久保地区公共施設再生事業に伴って平成32年度に京成大久保駅南側に新たな施設がオープンすることから、公共施設としての役割は終了すること、地域住民や施設利用者には、説明会での意見交換やアンケートなどを通し、様々な意見を頂いており、しっかりと受け止めていること、また、機能集約後については、財源確保と財政負担軽減を前提に民間の力を活用した施設跡地の利活用について、9月から10月にかけて地域の方や施設利用者等によるワークショップを開催したことを答弁した。屋敷公民館の存続についても、市長からゆうゆう館と同様に、平成32年度に公共施設としての役割は終了すること、また、屋敷公民館は昭和52年の開館以来、社会教育法に基づく目的を果たしながら、屋敷地区の市民生活の向上に寄与してきたと認識しているが、人口減少、少子超高齢社会等による厳しい財政状況が想定される中、環境の変化に対応するために屋敷公民館の機能については、大久保公民館の機能を強化した上で、引き継いでいくと答弁した。これに対して、入沢議員からは、7つの再質問があった。主なものとして、ゆうゆう館の存続についての再質問3では、ゆうゆう館の利用案内に運営方針として「文教住宅都市憲章の精神に則り、いつでも、誰もが使用できる場として役立てることを基本とします」とあるが、ゆうゆう館が無くなることで、その理念は守れるのかとの質問があり、また、屋敷公民館の存続についての再質問5では、活動の場所を無くすことは社会教育を受ける権利を奪うことになるかとの質問があった。これに対し、生涯学習部長から、文教住宅都市憲章の精神に則り、それぞれの施設の機能は大久保公民館に移し、事業を展開していくと答弁した、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

議案第2号 習志野市育英資金給与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (学校教育課)

天田学校教育課長

今回の改正は、本市育英資金の申請期間を変更することにより、給与に係る事務手続きを円滑に行うための改正である。この改正に伴い、毎月の給与が確実になり、育英資金受給者にとって利用しやすくなることを目指す。なお、条例の施行期日については、公布の日からとする、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第2号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第6号 習志野市大久保地区公共施設再生基本計画策定にかかる意見聴取について
(社会教育課)

吉川学校教育部・生涯学習部参事

大久保地区公共施設再生事業の計画策定については、市長部局と生涯学習部で連携を取りながら、平成27年9月にいただいた調整協議事項も踏まえてこれまで検討を進めてきた。来年度に事業者を募集するにあたり、全体の予算・事業費を算定するために、部屋の大きさ、部屋数及び事業を行う職員数等を詰めていく必要があることから、習志野市大久保地区公共施設再生基本計画の中では、主に事業手法、諸室の状況及び具体的なソフトの状況をまとめた。習志野市大久保地区公共施設再生基本計画の第2章では、諸室数や運営時間に関する事、建物の建築手法といったハード面に関する事等が、第3章では、公民館、図書館及びホールその他の機能といったソフト面に関する事が、第4章では、事業スケジュールが書かれている。

最初に、大久保地区公共施設再生基本構想以降の検討経過を説明する。まず、平成27年5月に基本構想を策定した。その後、庁内検討会議、PFI事業として考えていくためのアドバイザー、有識者による会議、民間事業者との事業の可能性についての意見聴取など、様々な取り組みを行ってきた。この中で大きな課題が3点あり、1点目は建物を新築するか既存の建物を活用してリノベーションするかの判断、2点目は出来るだけ市民サービスを充実しコストを削減するための民間の創意工夫が十分発揮できる仕組みの検討、3点目は市の財政負担の軽減である。この3点の課題を中心に総合的に解決策を探索し検討を進めてきた。

次に、事業手法についてであるが、PFI事業として実施する予定である。現在、教育委員会では給食センターの建替事業についてもPFI方式で実施の予定で計画を進めているが、公表スケジュールを見ると、大久保地区公共施設再生事業の方が先に公表されるので、習志野市としては初めてのPFI事業ということになる。PFI事業に決定した理由としては、大久保地区公共施設再生事業の施設整備及び維持管理・運営に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することが有効であり、それら業務を一括して性能発注を行うことで民間の創意工夫によって、サービスの拡大及び経費の削減が実現できることが明らかになったからである。大久保地区公共施設再生事業では、建物や公園の維持管理・運営等についてはPFI事業で実施し、一部財源確保の観点から、公有資産土地を活用した民間事業を導入し、更なるコスト削減を図ろうと取り組んでいる。

次に、基本計画の主な内容について説明する。大久保公民館、屋敷公民館、ゆうゆう館、大久保図書館、藤崎図書館及び市民会館の6つの公民館・図書館・生涯学習センター機能については、大久保駅に近い位置に「(仮称)みらい創生館」の北館として、「中央公民館ゾーン」、「中央図書館ゾーン」及び「ホールゾーン」という形で集約することを考えている。また、勤労会館については、その機能にあずまこども会館の機能を含んだ「こども活動支援ゾーン」及び「しごとサポートゾーン」とし、「(仮称)みらい創生館」の南館と位置付けている。中央公園については、「みらい中央公園」とし、これらのゾーンが一体として習志野市の生涯学習拠点となるような計画を立てている。

本事業については、図書館の運営補助、公園の維持管理・運営、公民館・図書館・ホールを含む公共建築物の建替・維持管理・運営を、PFI事業として民間事業者に指定管理や業務委託を行いながら実施していく。廃止となる既存施設で活動していた方々の、新施設における活動の場の確保については、集約前の全施設の諸室合計は32室であり、新施

設では、各施設の稼働率を勘案した中で、全体の統廃合によるメリットを出すため、部屋数は25室に減少となる。しかしながら、施設集約前後の年間利用可能枠の比較では、開館日数と開館時間の拡大により、新施設北館での年間利用コマ数は、集約前の旧施設のコマ数に比べて、約30,000枠分増加する。これは全体の33%増加であり、コマ数の増加によって十分既存の施設で活動している方々のニーズには応えられるものであると考えている。

休館日と開館時間については、現在の大久保公民館・市民会館については、月曜日、祝日、年末年始が休館日であるが、これを年末年始のみにして開館日の拡大をする。図書館については、開館時間を20時まで拡大する。大久保公民館・市民会館についても、現在9時から21時の開館時間を、7時から22時まで拡大する。事業者ヒアリングの中で、早朝の時間帯については、出勤前の方が一時立ち寄って勉強したり、資料の整理をしたり、あるいは高齢者の方が、朝早くから活用したりとニーズがあると聞いており、さらに夜の時間帯についても、お勤めの方が習志野市に帰ってきてから、施設を利用することも想定して時間の拡大をした。なお、開館日及び開館時間の拡大をすると、それに伴う人件費及び光熱費等の増加が見込まれるが、その点については、全てを市直営で管理するのではなく指定管理者制度や業務委託を導入することで、民間事業者の効率的な運営によりコストを減らしながら対応したいと考えている。全体としては、民間事業者によるサービスの拡大やコスト削減のノウハウを活用しつつ、図書館の本の選書やレファレンス、公民館の講座企画や社会教育相談等、これまで市が実施してきた内容のうちのコア業務については、従来通り市の職員を配置して直営で実施する。一方、貸出しや施設の維持管理等の、民間事業者任せられる部分については、指定管理者制度や業務委託を導入する。

次に事業の種類について、今回実施するPFI事業の中には、大きく分けて、市直営事業、市委託事業、民間公共的事業、民間収益事業、民間付帯事業の5種類の事業がある。市直営事業については、市職員が市の業務として行う、中核的な業務になり、前述の図書館や公民館がこれまで行っていたサービスの部分である。市委託事業については、事業主体は市の業務であるが、事業内容は民間に委託するもので、貸館業務、料金の収受及び維持管理等はこの市委託事業に含まれる。民間公共的事業及び民間収益事業については、民間事業者が独立採算で行うもので、民間事業者が独自の活動を行うことで、コスト低減の財源を確保していただくというものである。このうち民間公共的事業は、民間のノウハウにより、民間が独立採算で実施するが、市の方針に基づいて公共的な事業を行うものである。また、民間収益事業は、空いている時間帯や空きスペースを活用して民間が独立採算で行うもので、昨年5月に策定した基本構想でまとめているとおり、市民の要望、例えばカフェを活用したい、ちょっとした物産展で買い物がしたいといった部分については、テナントとして誘致し、民間事業者がそのようなカフェ等の民間事業を行い、市は勤労収入を得るものである。なお、民間公共的事業と民間収益事業については必須ではなく、これから事業者募集にあたって、事業者のアイデアを広く募集しようというものである。民間付帯事業は、今回新しく考えられた事業で、敷地の中の一部について、民間に土地を貸し付け、その土地を活用して民間事業を独立採算で行ってもらおう。同時に、そこからあがる収益の一部はこのPFI事業の運営に役立ててもらおうというものである。

これらの事業をどの場所でどういう形で実施するかということについて、まず京成大久保駅に近い現在の大久保図書館、大久保公民館・市民会館を見てみると、現在の大久保図書館は、「(仮称)みらい創生館」の北館《別棟》という位置付けになっている。大久保図書館については、耐震性能も確保出来ていることから、リノベーションし、既存の建物を

利用する。リノベーション後は、民間事業者に貸し、そこで様々な事業を行っていただく。例えばカフェ、物販及び貸しスペースとしての利用であり、収益事業をするための施設として貸し出し、市としてはそこから収益を上げていく。大久保公民館・市民会館については、平成27年度において8月以降、専門委員会で色々検討した結果、リノベーションは難しく、無理に進めた場合に事業期間の延長やコストが増加する等の非常に高いリスクが潜んでいるということから、リノベーションではなく、現在の駐車場があるスペースに北館を新築することとした。この北館の中に、公民館、図書館及びホール機能を一体化した複合施設を新築する。現在の大久保公民館・市民会館の建物と土地については、民間事業者がリノベーションして使用する場合はそれも認めるが、基本的には解体し、その土地において民間事業者による事業の実施を考えている。独自の事業展開を行うことによって、まず、土地の賃料、さらには一定程度収益があったものの一部を本事業に充当することで全体のコストを削減しようと考えている。さらにメリットとして、これまではリノベーションする間、どこか別の場所でその活動を維持しなければならず、休館日が相当程度発生するという懸念があったが、施設を新築するので、完成後に図書館及び公民館機能を移せば良く、休館期間が限りなく短くなる。次に、勤労会館については、現在の建物は耐震性能も確保出来ているので、一部増築をしてスポーツ活動、子育て支援活動、働く人の支援等の機能を有する施設に変えていこうと考えている。併せて、市道との接道状況等の一部あいまいな部分の整理と、車寄せの整備を行う。次に、中央公園については、現状を基本として活用していくが、野球場については、使っていない時間帯は、外野を中心として多目的利用も行う。パークゴルフ場については、そのままの利用を進める。また、公園周辺に簡単なジョギングや散策ができるような道の整備を計画している。前述のとおり、現駐車場に新施設を建てるため、駐車場の確保が求められるが、その部分については、現在の都市計画道路3・4・11号及び中央公園のゲートボール場に、駐車場の整備をする。現在公表台数は102台だが、現状でもイベント時には満車になり、さらに新しい利用者も増えると予想されることから、2層3段で150台分の駐車場を整備し、有料化する方向である。一方、大久保駅から公園に降りる坂道部分については、歩行者と自転車みのの通行とする。現在の駐輪場については、そのまま継続して使用できるように考えている。

最後に、新施設の機能については、基本的には現在実施している社会教育活動はそのまま維持した上で、さらにサービスを拡大する方向で検討している。

今後のスケジュールについては、平成28年1月中旬に基本計画の策定、2月に昨年9月に行った事業者ヒアリングに続いて2回目の事業者との対話を行う。現在事業者を募集中だが、既に10を超える事業者から説明会あるいは対話を行いたいという申込みが来ている。今後も申込みは増加する見込みである。平成28年3月議会において、本事業計画に基づいた債務負担行為の予算を計上する。平成29年の施行から3年間の設計及び建設20年間の維持管理及び運営となるので、23年間の事業期間の債務負担行為ということになる。それに平成28年度の募集期間も合わさるので、債務負担行為全体の期間としては24年間となる。予算について市議会の議決を頂いたのち、平成28年6月に特定事業の選定及び公表というPFI法の手続きを経て、6月中には募集要項・要求水準書・評価基準の公表をし、入札公告を行う。その後は、非常に複雑で大規模な事業であるので、提案書作成期間を5か月程度もち、平成28年11月に提案書の締め切りを行い、事業者選定委員会での選定を経て、平成29年1月に優先交渉権者を決定し、平成29年2月に仮契約の締結、平成29年3月議会に契約案件として議案を上程する予定としている。非常に新しい取り組みということで、市民の関心も高く、色々な場所で十分に説明をしていき

いと考えている。地域の方や利用者に向けては、平成28年2月11日に大久保市民会館で第1回目の説明会を行う。また、市議会に対しても平成28年3月議会前に各会派ごとに基本計画の内容等の説明をしながら、御理解を得るような形で進めていきたいと考えている、と概要を説明

古本委員

図書館の開館時間が、再生後は20時までには拡大しているが、これはどのように決まったのか、と質問

吉川学校教育部・生涯学習部参事

出来るだけ現状の開館時間を維持しようということ、現状の19時で検討していたが、お勤めの方が帰ってきてからの利用となると、なかなか19時まででは難しいということで、20時まで1時間の拡大をした。なお、カウンターは開いておき、予約した本の收受等について、カウンターでできる仕組みも考えている、と回答

古本委員

仕事をされている方が仕事終わりに利用する場合、20時でもぎりぎりの時間だと思う。図書館はその地域の民度を表すと思うので、なるべく多くの方が利用できる環境を整えてほしい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第6号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 習志野市公共施設等総合管理計画（パブリックコメント案）について (教育総務課)

小野寺教育総務課長

習志野市公共施設等総合管理計画は、平成26年にすべての自治体に対して総務省から計画の策定要請がなされたもので、本市が所有するすべての公共施設等を対象に地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画である。この計画は、本市が所有するすべての公共施設等が対象となり、教育委員会が保有する学校、公民館や図書館、スポーツ施設といった生涯学習施設も包含されていることから計画案について説明するものである。

習志野市公共施設等総合管理計画策定の背景としては、庁舎・学校・公民館等の公共建築物、道路・公園・上下水道といったインフラ設備及びごみ焼却施設といったプラント系公共施設の老朽化が全国的に進んでいる。公共施設等の老朽化対策が大きな課題となる中、自治体においては厳しい財政状況が続き、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想される。このことを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっている。

習志野市公共施設等総合管理計画の概要については、公共施設の再生を実行するにあたっての基本的な考え方や取組みの方向性を明らかにすることが計画の目的となっている。

この総合管理計画に盛り込む内容については、公共施設等の現況及び将来の見通し、具体的には公共施設の状況、数や延床面積や財政状況など、また公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針として、統合・更新・長寿命化等に関する基本的な考え方などである。

公共施設等総合管理計画の位置付けについては、国においては、インフラ長寿命化計画の体系、基本的な計画としてインフラ長寿命化基本計画が定められている。これに基づき、国では行動計画として道路・河川・学校などの個別施設計画を各省庁が定めている。一方、地方は、学校については学校施設再生計画を定めている。今回、道路や河川などの個別施設計画を総合し、公共施設等総合管理計画を実際の行動計画として定めるというのが基本的な考え方となる。

対象となる施設については、公共建築物としては「公共施設再生計画」の対象施設であり、平成27年4月1日現在で123施設ある。インフラ系施設としては、道路、橋りょう、公園、上・下水道、ガスなど都市基盤施設である。プラント系施設としては、ごみ焼却施設、汚水処理施設のように建物よりも内部の設備機械類が重要であり、改修・更新経費が多く、頻度が高い施設である。

計画期間については、平成28年度から平成37年度までの10年間を予定している。しかしながら、公共建築物については、平成25年度に策定した「公共施設再生計画」に基づき、平成26年度から平成50年度までの25年間を一つの計画目標としている。

パブリックコメントの日程等については、平成28年2月1日から広報習志野、市ホームページにて周知し、2月29日までパブリックコメントの実施をする。3月18日にはパブリックコメント結果を公表し、今年度末には習志野市公共施設等総合管理計画としてまとめていきたい。教育委員会会議においても適宜、説明をしていきたいと考えている。

ここで、習志野市公共施設等総合管理計画の教育委員会に関わる内容部分について具体的に説明する。対象施設の範囲としては、公共施設として公共建築物、インフラ系設備、プラント系設備とある。公共建築物については、本市が保有する公共建築物は平成27年4月1日現在で、123施設、総床面積は330,985㎡となっている。小学校、中学校、高等学校、幼稚園、公民館、図書館、青少年施設といった教育委員会が所管している施設が半数を超える。これらの施設の老朽化対策をいかに進めていくかということが現在直面している課題である。

施設類型ごとの基本方針について見ていく。小学校・中学校について、学校施設は市の保有する公共施設の大半を占める床面積となっており、建築後30年以上経過する学校施設が、全教育施設の総床面積の8割を超え、老朽化が深刻な課題となっている。また、公共施設再生計画の第3期には、現在の児童・生徒数及び学級数推計において、児童・生徒数の減少により単学級の学年が生じる学校があると予想される一方、大型集合住宅の開発により、特定の地域においては、児童・生徒数の増加が見られ、その結果、教室数が不足する学校も出現するなど、計画的な取組が必要となっている。そこで、基本方針としては、地域に開かれた学校を目指して、地域の拠点として学校施設の複合化を進める。その際、基本的な考え方として、「学校施設の複合化4原則」に則り、学校施設の複合化を進める。複合化する機能は学校施設の役割を念頭に、児童・生徒の学習環境の向上に資するための取組みや、人口動向など客観的データと市民ニーズを元に検討した上で、各地域に応じたものとし、必要性を十分に検討し、真に必要で、実現可能な機能を市民と行政が一体となって議論していく。また、学区の見直しや小中一貫教育制度の導入など新たな課題についても、習志野市のより良い教育を継続する施設はいかなるものであるかを共通認識として、

計画的に取り組んでいく。施設の更新にあたっては、老朽化対策を効率的・効果的に進めるため、リノベーションによる長寿命化改修を優先的に検討し、維持管理については、事後保全型から予防保全型への転換をしていく。

その他教育施設について、課題としては、習志野高等学校は本市が保有する施設で最大の延床面積となっており、施設更新には多額の経費を要することが予測される。学校給食センターは設備機器の老朽化が著しく耐震性の確保が必要である。基本方針としては、習志野高等学校は計画的なメンテナンスによる予防保全を行い、長寿命化を図る。建替え予定はないが、施設更新はリノベーションを優先的に検討する。学校給食センターは民間活力を導入した手法による検討を経て、PFI方式による事業を実施する。総合教育センターは、第四中学校と東習志野小学校の施設更新時に、教育相談、研修・研究等の機能は維持し、複合化を視野に入れながら検討していく。

幼稚園・保育所・こども園について、課題としては、市立幼稚園11園の定員に対する入園率は減少しており、全体で37.7%となっており、20%を下回る園もある。基本方針としては、「こども園整備と既存市立幼稚園・保育所再編計画 第2期計画」では、地域の子育ち・子育ての拠点となるこども園を七つの中学校区を基本として、地域のバランスを考慮して整備する方向を示している。

公民館・コミュニティセンター・青少年施設について、課題としては、市民一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、自立して活動するために、公民館等における教育的機能や集会施設としての機能は必要である。一方、これらの施設を単独施設として維持することは難しいため、機能はできる限り維持しながら、複合化及び多機能化し、施設数は削減する。施設に依拠せず、機能の充実と効率的な運営を実現する。基本方針としては、公民館等の機能は、大久保地区公共施設再生事業の実施により、本市の生涯学習の拠点として、全市利用施設としての役割を持たせ、地域の生涯学習の拠点、学校施設との複合化による地域利用施設として検討を進めていく。

図書館について、課題としては、習志野市の図書館は規模が小さく、市民が求める資料の提供や十分な閲覧スペースの確保、習志野市の歴史を伝える資料の保存に対応できていない。新習志野図書館を除き、学習スペースの確保が困難な状況である。基本方針としては、大久保図書館は大久保地区公共施設再生事業において、大久保公民館と一体的に整備し、多種多様な知識が基盤となっている現代社会における本市の生涯学習及び情報拠点として、全市利用施設の役割を持たせる。

市民会館・習志野文化ホールについて、課題としては、市民会館は老朽化が進展し、耐震補強についても未対応となっている。エレベーターがないなど、バリアフリー化が図られていない。文化ホールについては、平成27年4月に市へ移管され、市有財産として維持管理することになったが、老朽化による大規模改修が課題である。基本方針としては、市民会館は、大久保地区公共施設再生事業の取組みの一環として施設の更新を行う。文化ホールについては、公共施設再生計画の対象施設として位置付け、施設に関するデータを整理、見える化し、効率的な運営方法、運営体制への見直しを行う。

最後に、スポーツ施設について、課題としては、日常的に運動やスポーツに親しむことは心身ともに充実した豊かな生活を送るうえで大切なことである。しかし、これらの目的を施設の整備のみで達成することは困難である。スポーツ施設は大型なものが多く、設備費や維持管理費がかかるため、効率的な維持管理手法を導入することも必要である。基本方針としては、今後も市民の方が安心して利用できるよう、計画的な施設の改修・整備を進めていく、と概要を説明

貞廣委員

全体的に、教育委員会が所管している施設について、具体的な書き込みの程度に相当程度の温度差があるように思う。小学校・中学校以外の施設については、詳細な方向性が見えるような記述であるように感じる。あまり書き込み過ぎても方向性が固まってしまうし、書き込まなくても草刈り場になってしまうと思うが、教育委員会所管施設の書き込み方の差には、どのような意図があるのか。

次に、小学校については、学校施設の複合化ということの一つ挙げているが、校数はさることながら、床面積からするとそれほど効果が期待できるとは思えない。それでも2つリノベーションするよりはコストが掛からず維持できるからということか、それとも小学校・中学校に関してはコストの問題ではなくて、本当に複合化を考えていくという段階であるということか、と質問

小野寺教育総務課長

公共施設等総合管理計画の公共建築物については、公共施設再生計画がベースになっている。特に、学校施設の老朽化対策の基本方針については、学校施設再生計画が策定されている。学校施設再生計画の策定時には、第三者委員会を立ち上げた中で、提言書もいただいております。そちらに詳細な書き込みがあり、基本的に学校施設再生計画が主の計画と考えている。

学校施設の複合化については、平成27年に、国において、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」として、少子化に対応した活力ある学校づくりをどのようにすべきかといったことが策定された。時代の流れの中では、学校施設は子どもたちの学びの場であることは前提としつつ、地域の拠点として活性化をしながら施設の再生を進めていかなければならないと考えている。その中で、どこまで施設数を圧縮できるのか、あるいは習志野市において学校施設の複合化が可能なのか、といったところが課題である。このような課題については、市民を巻き込んだ形の中で、習志野市の方向性を見出していきたい、と回答

貞廣委員

学校施設再生計画があるならば、公共施設等総合管理計画の中にもそのことを示さないと、市民の方も意味が分からず、なかなか意見が言えないと思う。国の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が平成27年1月に出されているが、同手引きでは、これからのアクティブラーニング等を考えると、学校規模が小さいと自ずと小さな学習集団しか確保できず、学習活動に支援が必要な局面も出てくる可能性があることに間接的に言及している。学校の再配置は、こうした子どもの学習活動の側面から思考する必要がある、と発言

小野寺教育総務課長

こども園については個別計画を具体的に書いているので、小中学校についても学校施設再生計画に基づき計画的に実施していることをアピールしていくことも検討したい。これまで習志野市は、学校の再配置、いわゆる学校施設の適正規模・適正配置等に関して、統廃合というものをあえて避けてきたように思う。学級数や教職員が少ないことによる学校運営上の課題もある。谷津小学校区での学区変更では大きな議論があったことから、今後はこのようなことも市民にしっかりと周知し、計画的にその対応方法について取り組んで

いくべき課題であると認識させていただく、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は協議を終了した。

協議第2号 次回教育委員会の期日について協議し、平成28年2月17日（水）午後3時30分に決定された。

<報告事項（1）並びに議案第1号及び第3号ないし第5号及び第7号は非公開。

ただし、議案第1号及び第3号ないし第5号及び第7号については、平成28年2月22日をもって市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。>

議案第1号 平成27年度教育費予算案（3月補正）について （教育総務課）

小野寺教育総務課長

事業費の決算調整に係る減額、国の補正予算活用に伴う小学校大規模改修工事に係る経費の増額及び財源調整並びに放課後児童育成料及び放課後児童会に係る国の支援制度変更による国県支出金の財源調整を行うため、平成27年度3月補正予算案として、市長に申し入れるものである。

歳出概要及び財源内訳については、1番「小学校大規模改造事業」は、袖ヶ浦西小学校第I期大規模改修工事について、当初は国庫補助金の交付が一部のみで、法令適合工事のみ実施したが、国の補正予算により老朽改修工事等についても国庫補助金の追加交付が見込まれることとなったため、工事請負費を一部増額するとともに工事監理業務委託料の契約差金見込みについて、決算調整にかかる減額補正をするものである。また、このことにより、地方債の増額及び国庫補助金の算出方法の変更による減額の財源調整をするとともに、3月補正による対応であるため、年度内完了が見込めないことから、併せて繰越明許費の設定をするものである。この他、東習志野小学校の大規模改修工事にかかる設計業務委託料の契約差金について、決算調整にかかる減額補正をするものである。3番「小学校非構造部材耐震対策事業」は、小学校16校の非構造部材の耐震対策工事にかかる設計業務委託料及び工事請負費の契約差金見込みについて、決算調整にかかる減額補正をするものであるが、向山小学校、袖ヶ浦東小学校、谷津南小学校及び香澄小学校については、耐震対策工事の入札が不調となったことにより、年度内完了が見込めないことから、併せて繰越明許費の設定をするものである。4番「谷津小学校校舎改築事業」は、谷津小学校全面改築基本設計・実施設計業務委託料の契約差金について、決算調整にかかる減額補正をするものである。なお、この委託料は平成27年度から平成29年度までの継続費のため、併せて継続費補正を行うものである。この他、2番「小学校音楽室空調設備設置事業」、5番「中学校大規模改造事業」及び6番「中学校非構造部材耐震対策事業」は、工事請負費及び設計業務委託料の契約差金見込みについて、決算調整に係る減額補正をするものである。7番「高等学校耐震化事業」は、習志野高校特別教室棟耐震補強工事にかかる工事請負費等及び非構造部材耐震対策工事にかかる設計業務委託料の契約差金見込みについて、決算調整にかかる減額補正をするとともに、非構造部材耐震対策工事にかかる工事請負費

について、教育課程及び学校行事等の円滑な実施のため、工事の実施を見送ることによる不用額について、決算調整にかかる減額補正をするものである。なお、見送った工事のうち、第1体育館の耐震対策工事については、平成28年度に実施するため、平成28年度当初予算に計上している。8番「放課後児童会運営費」は、放課後児童支援員について、当初の見込みよりも雇用人数が少ないことから、支援員賃金等について、決算調整にかかる減額補正を、また、放課後児童育成料について、上学年の利用申し込みが大幅に少なかったことから、育成料の減額補正による財源調整をするものである。さらに、9番「放課後児童施設整備事業」とともに、放課後児童会の運営及び施設整備に係る国の支援制度が変更となり、平成27年度より、新たな交付要綱に基づき、子ども・子育て支援交付金として助成されることになったことから、財源調整をするものである。

以上、平成27年度3月補正予算案として、2億1千396万5千円の事業費の減の他、継続費補正1件、繰越明許費の設定2件について市長に申し入れるものである、と概要を説明

梓澤委員

放課後児童会運営費に関して、放課後児童育成料については、事前アンケート調査に基づき予算計上をしていたと思うが、実際は777人と見込みより大幅に減少している。このようになった大きな要因は何か、と質問

佐久間青少年課長

大きな原因は上学年の申込みがほとんどなかったことであると考えている。その中で、小学校4年生から6年生については、部活動や塾等の習い事に進むことが多かったと見ている、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第1号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第3号 習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定 について (指導課)

上原指導課長

習志野市総合教育センターの附属施設であるプラネタリウム館は、昭和59年4月に開設され、本市の科学教育の振興に成果を上げてきた。しかしながら、プラネタリウムの投影機を始めとする設備全体の老朽化が進み、また、時代とともにプラネタリウム館の利用者が減少してきたことから、平成22年4月からプラネタリウム館を休止した。プラネタリウム館の休止に伴い、児童・生徒に天文学習の場を保障するため、各小・中学校に天文学習用シミュレーションソフトを配付し、パソコン室や教室での天文学習を可能にするなどの手立てを講じてきた。また、小学校4年生から6年生は、鹿野山少年自然の家で行われる宿泊学習において、実天観測や天体望遠鏡を利用した天文学習を実施してきた。休止以降、本年度までの6年間、プラネタリウム館の施設は、ドームや実験室等を子どもたちを対象とした科学教室や教職員の研修等の会場として、利用を図ってきた。今後は、プラネタリウム館における投影を廃止し、子どもたちの学びの場及び居場所づくりを中心とし

て施設利用を図るため、条例の一部を改正するものである。併せて、プラネタリウム観覧料を廃止するため、習志野市使用料条例の一部を改正するものである。なお、施行日については平成28年4月1日とする、と概要を説明

梓澤委員

プラネタリウム館を歴史資料館として再活用する提案がなされたが、白紙となり、科学教育の活用のもととしていくこととしたというこれまでの経緯はよく理解できた。そこで、旧袖ヶ浦西幼稚園に保管している歴史資料については、今後どのように取り扱っていくのか、と質問

佐々木社会教育課長

旧袖ヶ浦西幼稚園には歴史資料として、民具や漁具等が仮保管されている。旧袖ヶ浦西幼稚園については、来年度土地を売却するという話もあり、それに伴って歴史資料の移転を余儀なくされる。基本的には、市内小中学校の空き教室に仮移転することを検討している、と回答

梓澤委員

歴史資料やプラネタリウムについては、実際にその場に行ってみせていただける機会を作ってほしい、と要望

古本委員

前回の第12回定例会において、プラネタリウム館の今後の活用方針を検討中であるとのことだったが、その後何か決まったのか、と質問

西谷総合教育センター所長

今後の活用については、民間企業や県の理科学教育の推進をしている施設と連携し、出張講座等をプラネタリウム館の中で開催できないか調整している。具体的な内容、方法、日程等の調整をして計画を立てていく。利用可能であるものを大いに活用し、コストをかけずに、あるものを有効活用して子どもたちの科学教育の振興に努めていきたい、と回答

古本委員

今後も何か進展があったら逐次報告をお願いします。また、老朽化して使えなくなったプラネタリウムの投影機は今後どうする予定か。有効活用できないのか、と質問

上原指導課長

市の資産であることから、資産管理課に確認したところ、委員の指摘のように有効活用が可能なが分かった。そこで、まず、製造メーカーに有効活用の事例を確認したが、殆どが撤去であるとの回答を得た。今後は、近隣他市、他県に同型の投影機等を活用している施設を確認の上、その施設との連絡を取り合う中で部品等の有効活用について検討していく、と回答

古本委員

是非そのように進めてほしい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第3号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第4号 習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (生涯スポーツ課)

片岡生涯スポーツ課長

今回の条例改正は、これまで本市のスポーツ施設として位置付けていた実花水泳プールを廃止し、学校施設として管理運営していくために条例改正をしようとするものである。条例改正の具体的な内容としては、実花水泳プールに関する記載を全て削除することとなる。

続いて、条例改正に至った経緯を簡単に説明する。本市スポーツ施設の一つである実花水泳プールは、東習志野小学校から分離独立した実花小学校の敷地内に、昭和56年に設置をされた。当時、高額な補助金を得るため、あえて社会体育施設として設置をしたと聞いている。以来、34年間にわたり「市民が水に親しむ場」として、学校の夏季休業期間中に一般開放を実施、また、平成18年度からは、指定管理者制度を導入し、施設の管理・運営を行ってきた。しかしながら、施設の老朽化が進み、公共スポーツ施設としての機能を適正に保つことが困難な状況にきている。施設の機能を保つためには、国や県の行政指針等に基づいた施設改修が必要となり、今日まで様々な角度から検討してきたが、大規模な改修を施し公共スポーツ施設として維持するより、学校施設として維持管理を行い、効果的な教育活動の場とすることが望ましいと考えた。その理由を3点ほど挙げると、1点目は、高額な費用をかけて改修したとしても、プール使用期間が3ヶ月と短く、25メートルの屋外プールでは大幅な集客増は望めないなど、費用対効果が著しく低いこと、2点目は、指定管理制度を導入しているが、利用者減少に伴い、安定的な管理者収入につながっていないこと、3点目は、一般開放中のプール監視業務に警備業法が適用され、監視員の確保が困難であり、かつ、指定管理者に係る負担も重くなっていること、以上の理由からスポーツ施設としての「実花水泳プール」を廃止するものである。

これまで指定管理者が行ってきた一般開放事業も廃止となるが、生涯スポーツ課が実施している学校プール開放事業を拡充することで対応していきたいと考えている、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第4号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第5号 専決処分した事件の承認を求めることについて (教育総務課)
(損害賠償の額の決定及び和解について)

小野寺教育総務課長

損害賠償の額の決定及び和解をするにあたり、特に、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法の規定により、専決処分したので報告し承認を求めることについてである。

事件の概要については、平成27年10月2日午前4時頃、習志野市香澄4丁目6番1号先路上において、強風により、香澄小学校正門脇の樹木が鉄柱を巻き込み倒れ、弛んだ架線に接触した車両が横転し、損傷した物損事故について、相手方と和解したものである。本件事故については、平成28年1月20日に相手方との間に、本市が車両の修理費として190万7千280円、修理中のレンタカー代として48万6千円を支払うことで、賠償については、名目の如何を問わず今後一切の請求を行わないものとするもので示談が整ったものである。なお、損害賠償額については、全額、学校災害賠償補償保険にて対応する。このたびの被害状況については、前述のとおり、強風により、香澄小学校正門脇の樹木が、J-COM所有の鉄柱を巻き込み道路に倒れ、当該樹木に乗用車が1台衝突した。また、弛んだ架線に2トントラックがひっかかり横転した事故であった。したがって、賠償しなければならない相手方としては、乗用車の所有者及び運転手、2トントラックの所有者及び運転手、鉄柱の所有者の5件となる。このうち、2トントラックの所有者とは、修理費等として損害賠償額239万3千280円を支払うことで、鉄柱の所有者とは、復旧工事費として138万3千480円を支払うことで示談が成立したものである。今後、残る3件についても示談に向けて対応していく。

この専決処分に関する定めについて、法令面から説明をする。地方自治法では、議会の委任による専決処分として「普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体において、これを専決処分することができる」とし、この規定により「専決処分したときは、市長はこれを議会に報告しなければならない」としている。これにより、本市における市長において専決処分することができる事項の一つに、1件170万円以下において法律上、市の責務に属する損害賠償の額を定めること、が指定されている。この時、市長は議会に報告しなければならない、とされている。一方、地方自治法の中で、長の専決処分としての4条件が定められている。この中に、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないとき、と定めがあり、このことによる専決処分については、市長は次の議会においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない、とされている。このことに基づき、170万円を超える損害賠償額の決定及び和解した専決処分は議案として議会に提出し、報告承認を求めること、170万円以下の損害賠償額の決定及び和解した専決処分は、議会に報告するものである、と概要を説明

梓澤委員

学校樹木の事故であるので、きちんとした対応をしていただきたい。ひとつ気がかりな点は、どの学校にも樹木はあり、学校創立時には低木であったものも現在では高木になっているというのが実態だと思うが、定期的に剪定は行っているのか、と質問

小野寺教育総務課長

限られた予算の中ではあるが、小中学校の樹木については定期的に剪定を行っている。また、日常的な点検については、学校遊具を含め、樹木についても先生方が目視で点検を行っているのが実状である。しかしながら、本件の香澄小学校の樹木については、倒れて初めて根があまり生えていなかったことが判明したものである、と回答

梓澤委員

今後このようなことが起こらないように、点検も含めてしっかりと対応していただきたい

い。併せて予算の確保についても努めてほしい、と要望

小野寺教育総務課長

学校樹木の剪定については、地域の方からも非常に多くの要望をいただいているので、しっかりと予算確保に努めていきたい。

また、本件事故を受けて、早急に全小中学校の樹木の点検をしたところである。危険樹木については、その対処に取り組んでおり、間もなく全ての学校において危険樹木の撤去、あるいは剪定が完了する見通しである、と回答

古本委員

本件のように強風によって倒れた樹木は、全てその責任を所有者が負うものになるのか。危険樹木は確かに撤去すべきであるが、樹木には、緑として目を休ませる、日陰を作る等の様々な意味があると思う。そのような意味では、樹木を全部撤去するわけにはいかず、一方で、今後暴風が更に強くなっていくであろう状況で、本件のような事故の責任は今後とも全て負わなければならないのか、と質問

小野寺教育総務課長

本件については、しっかりと管理をしている上で起こった事故であった。法律相談を受け、これまでの判例事例等を見ながら検討してきたが、本事故については、学校の責任は避けがたいという判断であった、と回答

古本委員

このような事故を受けて、樹木を全部撤去するということにはしてほしくない。もちろん危険樹木についてはしっかりと対応すべきであるが、それ以外の樹木との線引きを明確にして管理していただきたい、と要望

小野寺教育総務課長

学校樹木については、適切な維持管理に努めながら、環境保全の観点からもしっかりと確保していきたい、と回答

原田委員長

本件については公園緑地課の管轄ではないのか、と質問

小野寺教育総務課長

学校敷地の樹木であるので、管理については教育委員会の担当である。もし、公園敷地内及び街路の樹木であったならば、管理担当は公園緑地課などとなる、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第5号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第7号 習志野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(学校教育課)

天田学校教育課長

千葉県が職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を改正したことに伴うものであり、市立習志野高等学校の教育業務に従事する職員の特殊勤務手当について改正するものである。この特殊勤務手当については、学校管理下において行う非常災害時等の緊急業務で、特に被害が甚大な非常災害と認められる業務に従事した場合に支給されるものであり、その支給限度額を日額で12,800円であったものを、16,000円に改正するものである。施行日は平成28年4月1日とする、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第7号は全員賛成で原案どおり可決された。

報告事項（1）臨時代理の報告について

（習志野市教育委員会5級の指導主事の任免について） **（教育総務課）**

小熊学校教育部次長

習志野市教育委員会5級の指導主事の任免について臨時代理したことについて、概要を説明

報告事項（1）は了承された。

原田委員長が

平成28年習志野市教育委員会第1回定例会の閉会を宣言